

安八町告示第134号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

令和元年9月10日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書(以下「請求書」という。)〕について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和元年10月1日

安八町監査委員
安八町監査委員

清 伸一
大平 文雄



記

第1 監査の請求

1 請求人

[REDACTED]

2 請求書の受付

令和元年9月10日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成30年8月20日、東海北陸他定期総会の折の旅費 22,220円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成30年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
2. 平成30年度 証拠書類貼付台紙
3. 令和元年7月25日付 安総第2955号 情報公開請求却下通知書
4. 令和元年7月25日付 安総第2956号 情報公開請求却下通知書
5. 令和元年7月25日付 安総第2957号 情報公開請求却下通知書
6. 問い合わせ 支出命令の取り消しについて

(平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費)

7. 伺い 支出命令の取り消しについて
(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)
8. 伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料
(タクシ一代) の戻入れについて
(戻入れ金額 175,250円)

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、令和元年9月13日に清伸二監査委員並びに大平文雄監査委員の合議により、これを受理した。

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、平成30年8月20日、東海北陸他定期総会の折の旅費22,220円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

のことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、令和元年9月25日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、令和元年9月20日に欠席の連絡があつたため陳述は実施しなかった。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかった。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に

発生していたのか否かについて、令和元年9月25日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

監査対象課を建設課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第5 事実関係の確認

1. 監査対象事項について

関係課（職員）からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 平成30年7月4日付「東海北陸自動車道建設促進同盟会・東海環状道路建設促進期成同盟会 平成30年度合同定期総会、整備促進大会（以下「定期総会等」という。）の開催について（ご案内）」が平成30年7月11日（受付第1206号）付けで、東海北陸自動車道建設促進同盟会 会長・東海環状道路建設促進期成同盟会 会長から、安八町長（以下「町長」という。）に送達された。
- (2) (1)の内容は、「1. 日時 平成30年8月20日（月） 1部 H30年度合同定期総会：12:50～13:10、2部 H30年度整備促進大会 13:50～15:00、2. 場所 砂防会館別館（シェーンバッハ・サボー）1階『淀・信濃』 東京都千代田区平河町2-7-4（TEL. 03-3261-8386）」であった。
- (3) 定期総会等には町長が出席した。
- (4) 定期総会等の会場は(2)のとおりであったことから、町長は新幹線と地下鉄を利用して、安八町役場と定期総会等の会場間の往復を移動した。
- (5) 定期総会では、東海北陸自動車道建設促進同盟会／書面表決結果報告、役員改選、決議文朗読、決議（案）の議決、及び東海環状道路建設促進期成同盟会／書面表決結果報告、役員改選、決議文朗読、決議（案）の議決が行われた。
- (6) 整備促進大会では、(中略)、東海北陸自動車道並びに東海環状自動車道に係る意見発表／決意表明／提言書手交が行われた。
- (7) (4)に係る旅費の内訳については、岐阜羽島駅から東京駅までの往復路の新幹線代21,880円、東京駅から定期総会等の会場までの往復路の地下鉄代340円であった。
- (8) (5)、(6)では、「国による高規格幹線道路網の整備、東海北陸自動車道及び東海環状自動車道での必要とされる区間において、その区間に内在する課題への対応等」の決議案が決議され、その後、それらの提言書が国の行政機関の担当部署の責任者等に手交された。

第6 判断に当たっての関係法令等について

1 安八町職員の旅費に関する条例第22条の3

公務のために旅行する職員等に対して支給する鉄道賃について規定されている。

2 町長の権限及び職務について

町長は、地方公務員法第3条第3項第1号の規定による特別職であり、一般の職員とは違い、同法第4条第2項の規定により同法の適用を受けず、勤務時間や服務についての規定はない。

町長の権限及び職務については、法第147条で「普通地方公共団体の長は、当該地方公共団体を統括し、これを代表する。」、法第148条で「普通地方公共団体の長は、当該普通地方団体の事務を管理し及びこれを執行する。」と規定されており、その職務と権限は相当広範囲にわたるものである。

町長の行為が公務であるか否かについては、最高裁平成元年9月5日判決、最高裁平成18年12月1日判決から、以下の基準に従って判断すべきである。

(1) 町長の行為が、特定の事務を遂行し対外的折衝を行う過程において具体的な目的をもってされるものであれば許される。

(2) 上記(1)に該当しない場合であっても、①普通地方公共団体の住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を果たすため、相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、②社会通念上儀礼の範囲にとどまるに限り、当該地方公共団体の事務に含まれるものとして許容される。

3 最高裁平成2年4月12日第一小法廷判決・民集44巻第3号431頁

住民監査請求や住民訴訟の対象は公金の支出等6つの財務会計行為に(財務会計上の行為又は怠る事実)に限って認められており、財務会計行為以外の一般行政条の行為(非財務会計行為)は、たとえそれが違法なものであってもこれを対象とすることはできない。

第7 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「町長は安八町を代表して本件に出席しているはずであり、公費を使用する以上はこれらの書類を作成し、会の内容や結果を記録し、これらの情報を今後さまざまな施策に活用できる状態にしておかなければならぬことは言うまでもない。また、本件に関する復命されたものが何も残っていないければ本当

に出席したのか、についても疑義が生ずるものとなる。公費の支出に際して、疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑯使用料及び賃借料(タクシ一代)の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。最後に安八町支出負担行為の整理区分に関する規則別表第1「7 旅費」の「支出負担行為に必要な書類」に「請求書、旅行命令書」も無く、安八町支出負担行為の整理区分に関する規則で規定されている「支出負担行為に必要な書類」が備わっていない違法もしくは不当な公金の支出である。」と主張している。

本件監査では、第5 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(5)、(6)、(8)の前段について、その公務性を検討することとした。

定期総会等に出席することの経緯についてだが、同／(1)のとおりであり、次に目的等についてだが、東海北陸自動車道や東海環状自動車道の沿線地域では、成長分野の企業立地の促進や交流人口拡大に向けた取組みを推進しており、東海北陸自動車道や東海環状自動車道は、これらを支える重要な社会基盤である。このことから、同／(5)、(6)及び(8)の前段での行為は、東海北陸自動車道の利便性の向上や東海環状自動車道の整備促進を強く求める定期総会等に出席した者からの総意であったことから、定期総会等への出席は公務であったと判断した。

以上のことから、公務である定期総会等への出席に付随して支出された本件請求は、町に損害を与えるものではないと判断した。

なお、請求人が請求の理由3の後段で主張している、「本件の旅費の支出に関して、安八町支出負担行為の整理区分に関する規則 別表第1「7 旅費」の「支出負担行為に必要な書類」に「請求書、旅行命令書」と規定されているが本件の支出負担行為には「請求書」も「旅行命令書」も無く、安八町支出負担行為の整理区分に関する規則に規定されている「支出負担行為に必要な書類」が備わっていない違法もしくは不当な公金の支出である。」についてだが、行政事務のあり方を指摘しているものであって、法第242条第1項の趣旨に該当するものではないと判断したことから本件監査では検討しないこととした。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由3の記載のとおり、「公費の支出に際して、疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑯使用料及び賃借料(タクシ一代)の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」としているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

第8 監査委員の意見

本件監査請求とは直接関係あることではないが、公金を支出するための事務手続きにおいて使用する関係規則等に定められた様式の整理、又は見直しを早急に実施すべきであることを申し添える。